

※令和7年3月まで

# 農地の貸借には2つの方法があります

農地を耕作するために農地を貸借するには、法律に基づく手続きが必要です。

具体的には、「農地法（第3条）」に基づき農業委員会の許可を受ける方法と「農業経営基盤強化促進法」に基づき貸借する方法があります。

| 法律項目        | 農地法（第3条）   | 農業経営基盤強化促進法   |
|-------------|--|---|
| 目的          | ◇農地を効率的に利用する耕作者による権利取得の促進を目的としています。  | ◇市町の基本構想に定める要件を満たす担い手への農地の集積・集約化を目的としています。  |
| 対象農地        | ◇市内の全ての農地。   |   |
| 貸借の方法       | ◇当事者の申請により、農業委員会の農地法第3条許可を受ける必要があります。  | ◇担い手や農地の所有者等からの申し出により、市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て、公告する必要があります。                                  |
| 賃貸借期間       | ◇賃貸借の期間は50年以内で、当事者が定めた期間となります。   | ◇賃貸借の期間は、原則として1年以上10年以下で、当事者が定めた期間となります。（ただし、例外規定があります。）  |
| 賃貸借の解約等の制限  | ◇契約期間内で賃貸借を解約等する場合は、原則として農地法の許可が必要です。ただし、農地を引き渡すこととなる期限前6ヵ月以内に成立した当事者の合意で、その旨が書面により明らかな場合は許可不要ですが、解約申出書による農業委員会への通知は必要です。  |   |
| 賃貸借の契約期間の更新 | ◇賃貸借期間の満了前（1年前から6ヵ月前まで）に当事者が相手方に更新をしない旨の通知をしないときは、同一の条件で更新したものとみなされます。<br>※「同一の条件」には、特約がない限り期間は含まれません。<br>※無償の貸借（使用貸借）は、自動更新の規定は適用されません。   | ◇賃貸借期間が満了すると、自動的に貸借関係が終了します。<br>◇継続する場合は、再度、市町が農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を公告します。                     |
| 借り手の要件      | 【個人の場合】<br>◇全部効率利用要件（耕作に供すべき全農地を効率的に利用すること）<br>◇農作業常時従事要件（原則として、年間150日以上農作業に従事すること）<br>◇地域との調和要件（周辺農地に支障が生ずるおそれがないこと）<br>【法人の場合】<br>◇農地所有適格法人要件（ただし、解除条件付貸借の場合は、この要件は不要です。）<br>※なお、農業経営基盤強化促進法による場合は、市町の基本構想に定める要件を満たす必要があります。 |   |
| 事務の流れ       | (1)当事者の貸借の合意のもと、農業委員会事務局へ相談。<br>(2)農地法第3条の許可申請書類を農業委員会事務局へ提出。（毎月15日迄）<br>(3)翌月の農業委員会定例総会で審議。<br>(4)農業委員会定例総会で許可されれば、概ね5日後に許可証が発行されます。  | (1) 当事者で貸借の合意のもと、農林振興課へ相談。<br>(2) 申出書類の提出（毎月15日迄）<br>(3) 翌月の農業委員会定例総会で審議。<br>(4) 許可後、契約書の写しを送付。 |
| 担当課         | 農業委員会事務局<br>（直通電話：0893-24-1726）  | 農林振興課<br>（直通電話：0893-24-1727）  |